

市町村における障害者差別解消法等に関する周知状況について

参考資料 2

市町村の広報誌を通じた法・条例、地域相談員の配置、障害者週間等の周知状況
◇広報誌等を使用して周知に取り組んでいる市町村

- 平成30年度 20市町村 74% (ヘルプマーク、障害者週間、障害者相談日を含む)
 - 4月号 韮崎市 昭和町、富士河口湖町
 - 5月号 北杜市
 - 6月号 甲斐市、富士吉田市、富士河口湖町、西桂町、山中湖村、忍野村、鳴沢村、昭和町
 - 7月号 身延町、富士河口湖
 - 9月号 身延町
 - 10月号 富士河口湖、山中湖村
 - 11月号 中央市、身延町
 - 12月号 甲府市、富士吉田市、南アルプス市、韮崎市、山梨市、甲州市、笛吹市、中央市、甲斐市、富士河口湖町、忍野村、鳴沢村
- 通年 笹府市 (障がい者基幹相談支援センターだより)、市川三郷 (手話講座)
- 今後 2月号 南部町、道志村

特集

Nirasaki 12

Dec2018
Vol.1351

サンタクロース

12月3日～9日は「障害者週間」



中島 櫻子 絵

特集

12月3日～9日は「障害者週間」

と君に支え合おう



毎年12月3日～9日は「障害者週間」です。障害者週間は、平成16年6月の障害者基本法の改正により、国民の間にも障害者の福祉についての関心と理解を深めることにも、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的に定められたものです。この機会に、共生社会について考えてみませんか？

中島俊樹さん。彼はハンズを抱えながらも輝ける場所を見つけた、絵画という舞台で自らを精一杯表現しています。

「俊樹さんの絵は力強くて、優しい。言葉で伝えられなくてお絵にはメッセージが表

現れている。」そう話してくれたのは、市内で絵画教室を開く羽田桂子さん。俊樹

さんの絵の先生です。「素直なことは誰にとっても必要

なこと。彼が輝くためには指導者や家族の支援だけでは足

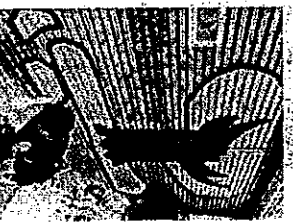
りない。彼の活動への理解、周囲の協力が必要。一人を盛

り上げることで全体が衰わっていく。それがきっかけでみ

んなが優しい気持ちになれている。そんなまちなってほし

い。」と語る羽中田さん。俊樹さんの手元を見つめるその

目ほども穏やかでした。



▲俊樹さんが手掛けたシャッターアート作品

個性を尊重することが大事

俊樹さんが絵画教室に通うきっかけは、何もしゃらな

いけれど立ち着きなく動き回

る俊樹さんが絵を描くときは

集中している様子に戻つた

こと。俊樹さんの母・香織さ

んは「羽中田先生との出会い

がいるいるな人どのつなかり

を生み、今も広がり続けている。彼が活躍する機会を与え

てもらえて親としてはうれし

いことだし、本人の自信にも

なっている。彼のペースで自

由に楽しんでやってみよう。」

と笑顔を見せてくれました。

「みんながいきいきと暮らせる。そういうまちを目指してい

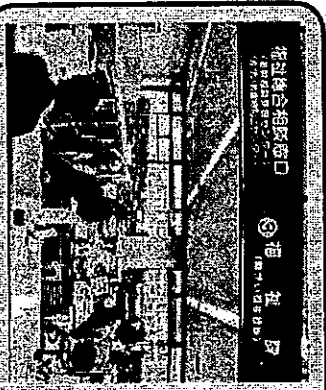
共生社会の実現へ

非営利の福祉総合相談窓口「豊後相談支援センター」を開設しています。障がい福祉を中心とした、さまざまな相談に専門職員が対応します。必要に応じて専門機関や関係機関と連携、調整を行い、問題を解決するお手伝いをしています。

障がいのある方を支援していくことが大切だ。きいきと暮らせるように、非一人体制を整えています。

でも気軽に相談できるように、

で、お気軽に相談してください。



福祉総合相談窓口

正しい配慮を…障がいの種類を理解しましょう！

視覚障がい

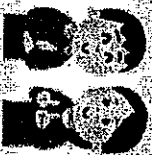
全く見えない全盲、視力が弱い弱視、見える範囲の狭い視野狭窄などの障がいです。



点字・ローソクの上に乗車等を置かないようにしましょう。道等に立ち尽くしている方がいたら声をかけてみましょう。

聴覚障がい

全く聴えない、聴えにくいなどの障がいです。話し言葉で意思の疎通を図ることが困難です。



ジェスチャーを交えて、ゆっくり大きな声で話しましょう。筆談、口話、手話、空音などを用いてコミュニケーションをしましょう。

知的障がい

生活や学習面で知的な機能や発達が平均に比べてゆっくりになります。脳の機能障害によるものです。



ゆっくり丁寧にわかりやすい対応を心がけましょう。本人の意思等を尊重し、敬意を持って支援しましょう。

精神障がい

統合失調症やうつ病などのさまざまな精神疾患により、日常生活や社会生活がしづらくなります。



不安を感じさせないように笑顔で接やかに接しましょう。周囲の人の理解と支えがあれば地域で安心して生活することができます。

肢体不自由

手や足、体幹などに障がいがあり、体を思うように動かせないなどの支障があります。



困っている様子を見かけたら声かけし、本人の依頼を受けてから介助しましょう。車いす使用者との会話時は視線を合わせましょう。

内部障がい

心臓、肺、腎臓、膀胱、直腸、小腸、肝臓などの機能やHIVによる免疫機能の障がいです。



携帯電話やたばこの煙等公共の場では周囲に配慮しましょう。HIVは偏見や差別が問題です。HIVを正しく理解しましょう。

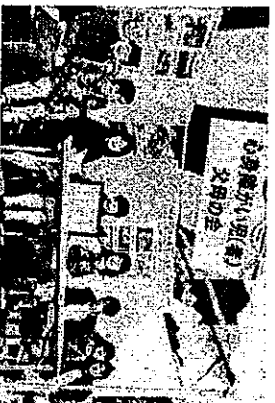


心身障がい児(者)父母の会
会長 杉山 浩子さん

は10年になります。平成26年長を務めるようになってから父母の会に入って16年。会あれば楽になれるかもしれない。そんな思いで行っている。地域にも知ってもらいたいです。平成26年

度から「フリースペース」事業を始めました。月に1回、ニコリで子育てや子どもの困りごとを相談できる場所を設けています。一人で抱えて学校などの就学時、就職活動、有無の判断のとき、保育園や育てで困ったのは、障がいの入りのある子どもへの理解も得にくかった。支援が必要だということを抱えるしかありませんでした。昔は抱え込んでいた。父母の会への入会を決めました。普通の生活をするためにも普通の生活を送るために、自分も子どもも普通な生活を送りたい。普通に子育てや家庭生活を特別を求めているわけではない。障がいのある子の親として障がいのある子から始まります。

「相談する」ことが大事



▲「障社の日」記念まつりで出展フリースペース

■問い合わせ 福祉課 障がい福祉担当 (内線182~185)

障がいを理由とする差別をなくしましょう!

甲府市12月号

12月3日(月)～9日(日)は障害者週間です

4日(水) 5日(木)

授産製品展示会

障がい福祉課…☎(237)5642

私たちが暮らす地域には、障がいのある方々が働く福祉施設がたくさんあります。そこでは布・皮・木工製品といった生活雑貨やアクセサリー、文具など手作りの良さを生かしたさまざまな授産製品が作られています。ぜひ、展示会に足を運んでみてはいかがでしょうか。

時間 午前10時～午後4時
会場 本庁舎1階市民活動室

8日(土) 9日(日)

冬のEye愛ひとみ相談会のご案内

障がい福祉課…☎(237)5240
甲府県立盲学校…☎(226)3361

見え方について不安やお悩みをお持ちの方はお気軽にご相談ください。

対象 乳幼児から成人まで
(本人、保護者、支援者など)

時間 午前10時～午後3時
会場 県立盲学校(下飯田2-10-2)
申込方法 12月6日(木)までに電話で
(受付は平日午前9時～午後5時)

オリ・リンだけじゃない!!

Special Olympics Nippon Yamanaashi



「スペシャルオリンピックス」を知っていますか?

障がい福祉課…☎(237)5642

始まりは1962年

スペシャルオリンピックスは、知的障がいのある方たちスポーツを通じて参加者の相互理解と交流を図る団体です。故コニス・ケネディ・シユライバー(ケネディ大統領の妹)が創設しました。オリンピックス“ス”と複数形なのは、大会に限らず、普段の練習も含めてとらえているためです。オリンピック同様、4年に1度、夏季と冬季の世界大会(国内大会も)が開催されています。

全国に広がる活動

スペシャルオリンピックスでは、スポーツ活動に参加するすべての方を“アスリート”と呼んでいます。日本では1995年の熊本大会に始まり、現在8,000人以上の“アスリート”が活躍。競泳、ボウリング、馬術など全24競技が実施されていて、8歳以上であれば競技会参加資格があります。表彰台ではすべてのアスリートにメダルやリボンがかけられ、健闘をたたえます。参加者が勇気をふるい健康を増進し、喜びを感じ合えるこの活動は、多くの企業や団体、個人のボランティアによって支えられ発展してきました。

世界大会に出場!

今年の夏季ナショナルゲーム・愛知大会にて、甲府市在住の内藤雅之さんが、競泳100m個人メドレーで1位を獲得。来春、アラブ首長国連邦首都アブダビで開催されるスペシャルオリンピックス世界大会の切符を手に入れました。内藤さんのとびつきりの笑顔が見られるよう応援しましょう!



▲内藤雅之さん(中央)

県内でも活動しています。詳しくはお問い合わせください。

- ▶競泳▶ボウリング
- ▶馬術▶フロアホッケー
- ▶フイギョア&スピードスケート
- ▶スキー&スノーボード



12月3日～9日 障害者週間です

～関心と理解を深めましょう～

障害の種類や程度は一人ひとり違います。生まれつき障害のある人もいれば、成長してから事故や病気などで障害者となった人もいます。事故や病気はいつ起こるかわかりません。障害はいつ誰にでも生じ得るものです。不自由さを補う道具や援助があれば、多くのことが可能になります。

同様に障害があっても、周囲の理解や配慮があれば、活躍できることはたくさんあります。障害者週間にきっかけに、共にあらゆる分野への社会参加について関心と理解を深めましょう！

障害者差別解消法を ご存知ですか？



平成28年4月1日に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。この法律は、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。
市は、差別や偏見なく障害者が安心して暮らせるまちづくりのために、障害の理解・啓発を進めています。

障害者差別解消法では「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます。

「不当な差別的取り扱い」とは

正当な理由がないのに、障害を理由としてサービスの提供を拒否したり、制限したり、障害のない人にはない条件をつけたりすることです。

(例)

- ▶ レストランなどの飲食店に入ろうとしたら、車椅子を利用して断られた。
- ▶ アパートやマンションを借りようとして、障害があることを伝えると、そのことを理由に貸してくれなかった。
- ▶ 障害のある人を無視して、介助者や付き添い者だけに話しかける。

困ったときは

障害を理由とする差別に関する相談を行なう障害者差別地域相談員を、市障害者基幹相談支援センターに配置しています。不当な差別的取扱いを受けた、合理的配慮を提供してもらえなかったなど、困ったことがあったときは、お気軽にご相談ください。

相談・問い合わせ 市障害者基幹相談支援センター (福祉課障害福祉担当内) ☎・fax ③4 8301

中央市12月号

知っていますか？障害者差別解消法

障がいのある方を問わず、誰もが互いに人格と個性を尊重しながら共に生きる社会を目指し制定された「障害者差別解消法」が施行されて3年目を迎えました。この法律では行政機関や会社などの事業者による不当な差別的取扱いを禁止することや合理的配慮を行うことなどが定められています。

「不当な差別的取扱い」とは(例)

- ・障がいがあることを理由に窓口対応を後回しにされた。
- ・車いすの利用を理由に入店を断られた。
- ・障がいがあることを理由にアパートの賃貸契約を断られた。

「合理的な配慮」とは(例)

- ・周囲の理解を得た上で、待つ順番を優先的に入れ替える。
- ・筆談・手話などのコミュニケーション手段を用いる。
- ・説明会において、スクリーンや板書がよく見えるように近い席を確保する。

↓相談・問合せ

障がい者相談支援センター「穂のか」
福祉課 ☎274-8544
☎274-1100

障害者差別解消法って知っていますか？ 12月3日～9日は障害者週間です

障害者差別解消法って何？

障害を理由に施設の利用や習い事を断られた
合理的配慮とは

国や市町村などの行政機関、会社、お店などの民間事業者による「障害を理由とする差別」をなくし、すべての人が障害の有無に関わらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会をつくるための法律です。障害を理由とする不当な差別的扱いと合理的配慮の不提供が禁止されています。

不当な差別的取り扱いは？

正当な理由なく、または障害があるという理由でサービス提供の拒否、制限をしたり、障害のない人には付けないような条件を付けることです。
【例】
車椅子の利用者が入店を断られた
問合せ 隠福祉課 ☎内線761

筆談、読み上げ、ゆっくりと丁寧に説明するなどコミュニケーションの方法を工夫する
段差がある場合にはキヤスター上げなどの補助を行う

【例】
障害のある人から何らかの配慮を求める意思表示があつた場合に負担にのりすぎない範囲で合理的な配慮を提供することです。

南アリス市12月号

知っていますか？

障害者差別解消法

毎年12月3日から9日は障害者について理解を深める「障害者週間」です。障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人も共に生きる社会をつくることを目指し、障害のある人への「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を求めています。
皆さん一人一人が障害について理解し、誰もが暮らしやすい社会づくりをみんなで考えていきましょう。



「不当な差別的取扱い」とは
国・都道府県・市町村などの役所や会社、お店などが、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別をすることをいいます。
例えば、障害があるという理由だけで、アパート等賃貸住宅を貸してもらえない、車いすだからといって入店を拒否される等のことです。

「合理的配慮」とは
障害のある人が困っているときに、その人の障害の特性に合わせ、工夫や対応をすることです。何らかの配慮を求められた場合には、負担が重すぎない範囲で対応することが求められます。
例えば、車いすを利用している人が道の段差で困っているときに手助けをする、聴覚障害のある方に筆談で伝える等のことです。

市障害者相談支援センター
お問合せ／

電話(282)6780
障害福祉課 障害者自立支援担当
電話(282)6197

差しのべる手

～12月3日から9日は「障害者週間」です～



○「障害者週間」とは？

国民の間に広く障害者の福祉について関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としています。

○なぜ12月3日から9日が障害者週間なのか？

昭和50年12月9日の国際総会において「障害者の権利宣言」が採択され、昭和56年に国際障害者年を記念して、この日を「障害者の日」とすることを決定しました。一方、昭和57年12月3日に国連総会で「障害者に関する世界行動計画」が採択され、それを記念して平成4年の第47回国連総会で、この日を「国際障害者デー」とすることを宣言されました。

「障害者週間」となったのは平成16年6月に、「障害者の日」に代わるものとして、「国際障害者デー」の12月3日から「障害者の日」である12月9日までの1週間が設定されました。

身近には手助けを必要としている人、周囲の協力や後押しで自身の得意分野を生かせる人がいます。差しのべた手一つでその方の笑顔や可能性が広がるかもしれません。

甲州市では、12月4日(火) 午前11時から午後0時30分の間、おなじみ甲州店で啓発活動を行います。ぜひ、お立ち寄りください。

福祉課 障害者相談支援担当 ☎32-0285

甲州市 12月号

障がい者基幹相談支援センターだより

No.37

平成28年4月に施行された障害者差別解消法に基づいて、県では障がいを理由とする差別の解消に対応するため、障害者差別地域相談員を市町村に1人以上配置しています。笛吹市には4人の相談員がおり、「不当な差別的取り扱い」や「合理的配慮の不提供」に関する相談を受け付けています。

「不当な差別的取り扱い」とは

正当な理由もなく、障がいがあるというだけでサービスなどの提供を拒否したり、制限したり、また、障がいのない人にはない条件をつけたりすることです。

▼不当な差別的取り扱いの例

- 飲食店に入ろうとしたら、車いすを利用していることを理由に断られた。
- アパートを探していたとき、不動産業者から、「障がいがある場合は保証人をもつ1人つけるように」と条件をつけられた。

障がいのある人から何らかの配慮を求められたときに、必要かつ合理的な配慮をしないことです。

障がい者差別的解消に向けて

▼合理的配慮の不提供の例

- 視覚障がいがあるため、申込書類の代筆をお願いしたら、申し込みを断られた。
- 災害時の避難所で、聴覚障がいがあることを伝えていたが、音声以外での情報提供がされなかった。

障がいの種類はさまざま個人差があり、必要な配慮や対応も一人一人に異なります。どのような配慮が必要かは、障がい者とのコミュニケーションによって分かるものです。障がいのある人もない人も一歩を踏み出し、お互いに話し合いながら、障がいのあるなしに関わらず暮らしやすい笛吹市を目指しましょう。

毎年、12月3日から9日までの1週間は「障害者週間」です。



■問合せ先

障がい者基幹相談支援センター ☎055(262)1274

12月3日(日)～9日(土)は障害者週間 ～障がいを理由とする差別をなくしましょう！

障害者差別解消法

この法律は、障がいのある人の差別をなくすことで、障がいのある・なしにかかわらず、共に暮らしやすい社会をつくることを目指しています。

国や市などの行政機関・会社・お店などが、障がいのある人に知って日常生活で困っている人を助けたと、積極的に声をかけて相手が必要としていた支援を確認しましょう。

① 不当な差別的取り扱いとは
正当な理由もなく、障がいがあるといふことで、サービスなどの提供を拒否したり、制限したりすることです。

② 合理的配慮とは
飲食店に入ることしたら、車椅子を利用してゐることを理由に断らされた。盲導犬や介助犬の入店を拒否された。

障がいのある人が困っているときに、その障がい特性に合わせた工夫や対応をすることを合理的配慮といえます。何らかの配慮を求められた場合は、過度な負担にならない範囲で、配慮を行うことが求められます。

障がいを理由とする差別に関する相談を行う障害者差別地域相談員を、障がい者基幹相談支援センターに設置しています。

甲斐市には、何らかの障がいがある人が約3,400人います。私たちの少しの心がけで、障がいのある人の暮らしやすさが変わります。

③ 障がいを理由とする差別に関する相談は
障がいを理由とする差別に関する相談を行う障害者差別地域相談員を、障がい者基幹相談支援センターに設置しています。不当な差別的取扱いを受けた、合理的配慮の提供を求めたい、困ったこと、

「車いすを利用している人が乗り物に乗るときに、手助けをする。視障がいのある人に書類などを読み上げながら説明する。」

障がいのある人の自立と社会活動を進めたい。障がいのある人を支援できる共生社会を目指して、日常生活で困っている人を助けたと、積極的に声をかけて相手が必要としていた支援を確認しましょう。

障がいのある人の自立と社会活動を進めたい。障がいのある人を支援できる共生社会を目指して、日常生活で困っている人を助けたと、積極的に声をかけて相手が必要としていた支援を確認しましょう。

障がいのある人の自立と社会活動を進めたい。障がいのある人を支援できる共生社会を目指して、日常生活で困っている人を助けたと、積極的に声をかけて相手が必要としていた支援を確認しましょう。

不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供	
国や市などの行政機関	禁止	法的義務
民間事業者(会社や店)	禁止	努力義務

民間事業者には個人事業者やNPOなど非営利事業者も含まれます。

甲斐市6月号

12月3日(日)～9日(土)は「障害者週間」～みんなであつて共生社会～

障がいを積極的に受け、障がいのある人への関心と理解を深めるとともに、障がいのある人の社会参加を促進することを目的とした週間です。

甲斐市には、何らかの障がいがある人が約3,400人います。私たちの少しの心がけで、障がいのある人の暮らしやすさが変わります。

① 障がいを理由とする差別に関する相談は
障がいを理由とする差別に関する相談を行う障害者差別地域相談員を、障がい者基幹相談支援センターに設置しています。不当な差別的取扱いを受けた、合理的配慮の提供を求めたい、困ったこと、

障がいのある人の自立と社会活動を進めたい。障がいのある人を支援できる共生社会を目指して、日常生活で困っている人を助けたと、積極的に声をかけて相手が必要としていた支援を確認しましょう。

障がいのある人の自立と社会活動を進めたい。障がいのある人を支援できる共生社会を目指して、日常生活で困っている人を助けたと、積極的に声をかけて相手が必要としていた支援を確認しましょう。

障がいのある人の自立と社会活動を進めたい。障がいのある人を支援できる共生社会を目指して、日常生活で困っている人を助けたと、積極的に声をかけて相手が必要としていた支援を確認しましょう。

障がいのある人の自立と社会活動を進めたい。障がいのある人を支援できる共生社会を目指して、日常生活で困っている人を助けたと、積極的に声をかけて相手が必要としていた支援を確認しましょう。

障がいのある人の自立と社会活動を進めたい。障がいのある人を支援できる共生社会を目指して、日常生活で困っている人を助けたと、積極的に声をかけて相手が必要としていた支援を確認しましょう。

障がいのある人の自立と社会活動を進めたい。障がいのある人を支援できる共生社会を目指して、日常生活で困っている人を助けたと、積極的に声をかけて相手が必要としていた支援を確認しましょう。

障がいのある人の自立と社会活動を進めたい。障がいのある人を支援できる共生社会を目指して、日常生活で困っている人を助けたと、積極的に声をかけて相手が必要としていた支援を確認しましょう。

12/3～12/9は「障害者週間」です

町民の皆さまの協力、ご支援をお願いします。

① 障害者の福祉についての関心と理解を深めること。

② 障害者が社会に参加する意欲を高められるよう支援すること。

③ 障害を理由として、差別されることがない社会をつくること。

障害に関する相談先
 岡町福祉支援課福祉係 ☎ 055-272-1106
 FAX: 055-272-1198

障がいを理由とする差別に関する相談は
障がいを理由とする差別に関する相談を行う障害者差別地域相談員を、障がい者基幹相談支援センターに設置しています。不当な差別的取扱いを受けた、合理的配慮の提供を求めたい、困ったこと、

障がいのある人の自立と社会活動を進めたい。障がいのある人を支援できる共生社会を目指して、日常生活で困っている人を助けたと、積極的に声をかけて相手が必要としていた支援を確認しましょう。

障がいのある人の自立と社会活動を進めたい。障がいのある人を支援できる共生社会を目指して、日常生活で困っている人を助けたと、積極的に声をかけて相手が必要としていた支援を確認しましょう。

障がいのある人の自立と社会活動を進めたい。障がいのある人を支援できる共生社会を目指して、日常生活で困っている人を助けたと、積極的に声をかけて相手が必要としていた支援を確認しましょう。

障がいのある人の自立と社会活動を進めたい。障がいのある人を支援できる共生社会を目指して、日常生活で困っている人を助けたと、積極的に声をかけて相手が必要としていた支援を確認しましょう。

障がいのある人の自立と社会活動を進めたい。障がいのある人を支援できる共生社会を目指して、日常生活で困っている人を助けたと、積極的に声をかけて相手が必要としていた支援を確認しましょう。

障がいのある人の自立と社会活動を進めたい。障がいのある人を支援できる共生社会を目指して、日常生活で困っている人を助けたと、積極的に声をかけて相手が必要としていた支援を確認しましょう。

障がいのある人の自立と社会活動を進めたい。障がいのある人を支援できる共生社会を目指して、日常生活で困っている人を助けたと、積極的に声をかけて相手が必要としていた支援を確認しましょう。

障害者差別地域相談制度をご利用ください

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」施行により、山梨県では障害者差別地域相談員を委嘱しています。

身延町では木内孝明さんが相談員に委嘱されました。

木内さんにおかれましては、身体障害者相談員として、ご活躍頂いております。障害に関するごなお気軽に、ご相談ください。

■連絡先(木内さん自宅)
 ☎0550(52)0030

■問い合わせ先
 福祉保健課 福祉担当
 ☎0550(20)4611

障がいを理由とする差別に関する相談は
障がいを理由とする差別に関する相談を行う障害者差別地域相談員を、障がい者基幹相談支援センターに設置しています。不当な差別的取扱いを受けた、合理的配慮の提供を求めたい、困ったこと、

障がいのある人の自立と社会活動を進めたい。障がいのある人を支援できる共生社会を目指して、日常生活で困っている人を助けたと、積極的に声をかけて相手が必要としていた支援を確認しましょう。

障がいのある人の自立と社会活動を進めたい。障がいのある人を支援できる共生社会を目指して、日常生活で困っている人を助けたと、積極的に声をかけて相手が必要としていた支援を確認しましょう。

障がいのある人の自立と社会活動を進めたい。障がいのある人を支援できる共生社会を目指して、日常生活で困っている人を助けたと、積極的に声をかけて相手が必要としていた支援を確認しましょう。

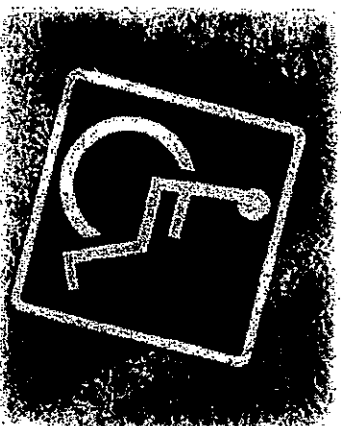
障がいのある人の自立と社会活動を進めたい。障がいのある人を支援できる共生社会を目指して、日常生活で困っている人を助けたと、積極的に声をかけて相手が必要としていた支援を確認しましょう。

障がいのある人の自立と社会活動を進めたい。障がいのある人を支援できる共生社会を目指して、日常生活で困っている人を助けたと、積極的に声をかけて相手が必要としていた支援を確認しましょう。

障がいのある人の自立と社会活動を進めたい。障がいのある人を支援できる共生社会を目指して、日常生活で困っている人を助けたと、積極的に声をかけて相手が必要としていた支援を確認しましょう。

障がいのある人の自立と社会活動を進めたい。障がいのある人を支援できる共生社会を目指して、日常生活で困っている人を助けたと、積極的に声をかけて相手が必要としていた支援を確認しましょう。

障害者差別解消法に基づいた取り組みを！



「差別はイヤなことだ」と誰もが思っています。しかし、残念ながら、障害を理由とする差別や不平等は様々な場面で起きており、相談件数も増えています。

障害者差別解消法、改正山梨県障害者幸住条例の施行から2年半が経過しようとしています。平成29年度に実施された国の世論調査や県の県民意識調査では、法律や条例の基本理念、障害者差別の解消に向けた取り組みについて、理解が十分に得られているとはいえない状況が見られます。このことから法及び条例の理念の基本的な理解、差別や合理的配慮の事例等の周知・啓発が一層求められ、県民全体の理解と取組への協力が求められています。

●障害者差別解消法とは？

「障害者差別解消法」は正式には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」といいます。平成25年6月19日に成立し、平成28年4月1日から施行されています。この法律は、障害者への差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に幸せに生活できる社会＝「共生社会」の実現を目指しています。この法律では「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。

「不当な差別的取扱い」とは…

私たちは、無意識のうちになんらかの差別をしている場合もたくさんあります。不当な差別に該当すると受け止められる事例として、県へ相談・訴えのあった内容を紹介します。

◆車イス使用の身体障害者が入店しようとしたら、従業員から車イスの使用を理由に説明なく入店を断られた。

◆盲導犬を連れてレストランに入るようとしたら、「犬は迷惑だから」と入店を拒まれた。盲導犬の説明をしたが、従業員から「動物はダメ！」が店の方針だから」と入店拒否をされた。また、電話での予約も拒否をされた。

◆聴覚障害者が一人で書類手続きのため、役所の受付で筆談での対応を要望したら、職員から嫌な表情をされ、対応は後回しにされ、待たされた。窓口の来庁者は少なく、説明もなく1時間ほど待たされた。

障害者差別解消法では、「不当な差別的取扱い」を禁止しています。併せて、「合理的配慮をしない」とも差別として定めています。

●合理的配慮とは？

障害者差別解消法では、合理的配慮とは、以下のように規定しています。

「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施にともなう負担が過度でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行う。

障害のある人となない人の平等な機会を確保するために、障害の状態や性別、年齢等を考慮した変更や調整、サービスを提供することを「合理的配慮」と言います。それを行わないことは差別です。ただし、事業者によって予算が莫大にかかる場合などは、合理的配慮を行わなくても差別にはなりません。

●障害を理由とした差別に対して、どうしたらいいのですか？

この法律に基づいて、国と自治体には差別解消の取り組みが義務付けられ、山梨県内に45名の障害者差別地域相談員が配置されています。「差別・不合理的」と感じたことを話してください。

差別的な扱いや合理的配慮の提供の要望には、相手と真摯に建設的に話し合い、合意を図ることが大切です。そのために、障害者差別地域相談員が障害のある方の意見などを相手に伝え、双方の間に入り、事実確認や調整をし、理解を促す場合もあります。県の差別解消推進員が広い立場から関係機関にも働きかけを行う場合もあります。差別的取扱いを受けた時、合理的配慮が必要な時は、障害者差別地域相談員まで連絡してください。

障害者差別地域相談員は、県のホームページに名簿を掲載しています。連絡先などは、市町村の障害福祉担当課でも確かめられます。

●県の問合せ先 山梨県 障害福祉課 企画推進担当 ☎ 055-223-1460

●障害者差別解消推進員 ☎055-223-1362 FAX055-223-1485

ヘルプカード・ヘルプマークを作成しました

ヘルプカードとは

障害のある方が困った時に支援や手助けを求めるためのカードです

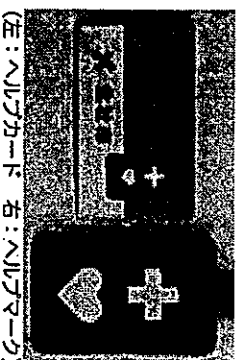
障害のある方などの中には、自分から「困っています」「手助けしてほしい」と伝えることができない方もいます。

このヘルプカードは、支援や手助けを必要とする方が携帯して、いざという時に必要な支援や配慮を周囲の人にお願ひするためのカードです。

ヘルプマークとは

障害のある方や妊娠初期の方などが周囲の方に支援や手助けを必要としていることを知らせるマークです。

ヘルプカードと同様に、ヘルプマークをつけている方を見かけたら、支援や配慮をお願いします。



(左:ヘルプカード 右:ヘルプマーク)

支援をする方へ

ヘルプカードに記載されているお願ひは、誰でも行えるものです。

●何か困っているような人を見かけたら、声をかけてください。

●相手に伝わっていないか確認しながら、ゆっくり話してください。

●ヘルプカードには支援や配慮してほしい内容が記載されています。

(住所、氏名、緊急連絡先、障害名、病名、服用している薬、配慮してほしいことなど)

こんな時、みなさんの手助けが必要です。

障害の種類によって支援方法はさまざまです。必要としている支援内容を伝えられる方もいれば、うまく伝えられない方もいます。また、外見では障害があることがわかりにくい方や、ちょっとした配慮が必要な時に自分から言いつせない方もいます。

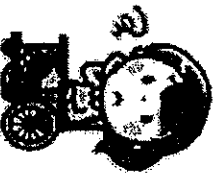
ヘルプカードを提示されたら、その記載内容に沿って支援をお願いします。

●日常的に...

何か困っているような人を見かけたら...

「何かお手伝いすることはありますか?」と声をかけてください。

その際「ヘルプカード」の提示があったら、記載した内容に沿った支援をお願いします。



●緊急の時...

パニックや発作などを起こしている人を見かけたら...

まず、短い言葉で優しく声をかけてください。

「ヘルプカード」には、パニックや発作の際にどうしてほしいかなどが書いてあります。周りの人と協力して対応をお願いします。

●災害が発生したら...

避難しなければならぬ時に、危険を察知していない人や動けない人がいたら...

ゆっくり具体的に状況を伝えてください。「ヘルプカード」に緊急連絡先の記載がある場合には、連絡をお願いします。避難所で過ごす時、障害のある人が困っていたら...

「ヘルプカード」を持っているかを確認し、提示があったら記載内容に沿った支援をお願いします。

【配布対象者】

北杜市内在住の身体障害者・知的障害者・精神障害者・精神障害者(障害者手帳所持の有無は問いません)及びその他希望者(妊娠初期の方など)

【配布場所】

福祉課 各総合支所地域市民課
障害者総合支援センター(かさぐるま)

福祉課 TEL42-1334 FAX42-1125

「ヘルプカード」を配布します！

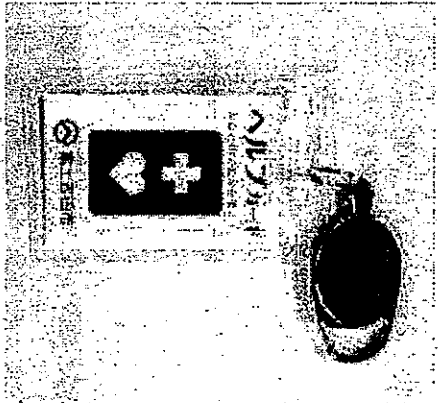
「ヘルプカード」とは？

「ヘルプカード」とは、「手助けが必要な人」と「手助けをしたい人」を結ぶカードです。障害のある人などが持ち歩くことにより、災害時や緊急時など「ヘルプカード」を使用して周囲の人に必要な配慮や支援を求めることが出来ます。「ヘルプカード」の提示がありましたら、やさしく声をかけ、カードに記載されている内容に合った配慮や支援をお願いします。

ヘルプカードはこんなときに役立ちます！

- 災害が発生したとき
家族などに連絡してほしい。
避難生活で適切な支援を受けたい。
- 緊急のとき
パニックや発作が起きたとき、配慮や支援してほしいことを伝える。
かかりつけの病院や常備している薬の情報を伝える。
- 日常的に
ちょっとした手助けしてほしい、そんな時にヘルプカードを提示することで、支援が受けられる。

ヘルプカードには、重要な個人情報が含まれます。取扱いや紛失には十分注意をしてください！



配布対象者■富士吉田市に在住の障害がある方※手帳の有無は問いませ
ん）など、ヘルプカードを必要とする方
配布場所：時間福祉課 障害担当
平日午前8時30分～午後5時15分
（土日曜日・祝日を除く）
問合せ■福祉課 障害担当
☎内線 150・761

ヘルプカードについて

あなたの
お名前
〒190-0192 富士吉田市
〒190-0192 富士吉田市
〒190-0192 富士吉田市

障害・病名
性別
年齢
生年月日
血液型
住所
電話番号

緊急時の連絡先
緊急連絡先
緊急連絡先
緊急連絡先

お住まいの住所
お住まいの住所
お住まいの住所
お住まいの住所

お名前
お名前
お名前
お名前

〒190-0192 富士吉田市
〒190-0192 富士吉田市
〒190-0192 富士吉田市
〒190-0192 富士吉田市

お名前
お名前
お名前
お名前

〒190-0192 富士吉田市
〒190-0192 富士吉田市
〒190-0192 富士吉田市
〒190-0192 富士吉田市

お名前
お名前
お名前
お名前

〒190-0192 富士吉田市
〒190-0192 富士吉田市
〒190-0192 富士吉田市
〒190-0192 富士吉田市

横 式■4面裏表 折りたたみ

大きさ■縦8.5cm、横21.7cm

（クレーン収納時 縦8.5cm、横5.4cm）

材質■ストーンペーパー

内容■

・私の情報

（氏名・生年月日・性別・血液型・住所）

・障害名・病名

・かかりつけ病院、飲んでいる薬

・知ってほしいこと

（〇〇が不自由ですなど）

・配慮してほしいこと

（筆談で伝えてくださいなど）

・緊急連絡先

・災害時の避難場所



「ヘルプカード」を配布します!

ヘルプカードとは?

「手助けが必要な人」と「手助けをしたい人」を結ぶカードです。障害のある人などが持ち歩くことにより、災害時や緊急時など、ヘルプカードを使用して周囲の人に必要な配慮や支援を求めることができます。ヘルプカードの提示がありましたら、やさしく声をかけ、カードに記載されている内容に沿った配慮や支援をお願いします。

ヘルプカードはこんなときに役立ちます!

- 災害が発生したとき
 - ・家族などに連絡をしてほしい。
 - ・避難生活で適切な支援を受けたい。
- 緊急のとき
 - ・パニックや発作が起きた時、配慮や支援してほしいことを伝える。
 - ・かかりつけの病院や常備している薬の情報を伝える。
- 日常的に
 - ・ちよっと手助けしてほしい、そんな時にヘルプカードを提示することで、支援が受けられる。

利用にあたって注意すること

ヘルプカードには、重要な個人情報が含まれます。取扱いや紛失には十分注意をしてください!

配布対象者

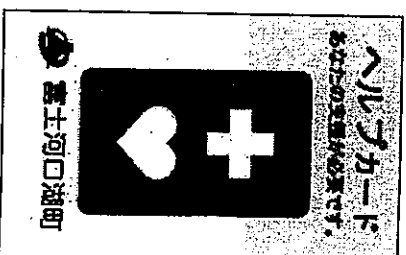
- 富士河口湖町に在住の障害のある方（※手帳の有無は問いません）
- 難病や高齢を理由に手助けを必要とする方

配布窓口・時間

富士河口湖町役場 福祉推進課及び各出張所
平日の午前8時30分～午後5時15分（土日・祝日を除く）

問合せ先

富士河口湖町役場 福祉推進課障害福祉係
TEL 0555-72-6028



障害者相談日開設について

●問合せ先 福祉推進課 TEL72-6028

富士河口湖町では、身体障害者相談員2名、知的障害者相談員1名、精神保健福祉相談員1名が障害者のみなさんの相談・支援活動を行っています。

○相談日

- 日時 平成30年4月17日(火)
午前10時～午後3時まで
 - 場所 富士河口湖町役場 104会議室
- どんなことでも結構です。お気軽にお越しください。



障害者相談日開設について

町では、身体障害者相談員、精神保健福祉相談員が障害者のみなさんの相談・支援活動を行っています。

「相談日」

- 日時 7月17日(火) 10時～15時まで
 - 場所 富士河口湖町役場 104会議室
- 障害に関すること、障害者差別に関すること、どんなことでも結構です。お気軽にお越しください。
- 問合せ先 福祉推進課 TEL72-6028



障害者相談日開設について

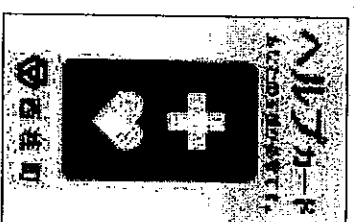
富士河口湖町では、身体障害者相談員、精神保健福祉相談員が障害者のみなさんの相談・支援活動を行っています。障害に関すること、障害者差別に関すること、どんなことでも結構です。お気軽にお越しください。

- 相談日 10月16日(火) 10時～15時まで
- 場所 富士河口湖町役場 1階 104会議室
- 問合せ先 福祉推進課 TEL0555-72-6028





「ヘルプカード」を配布します！



ヘルプカードとは？

「手助けが必要な人」と「手助けを
したい人」を結ぶカードです。

障がいのある方、高齢の方、認知症
の方などが持ち歩くことにより、災
害時や緊急時など、ヘルプカードを使
用して周囲の人に必要な配慮や支援
を求めることができます。

ヘルプカードの提示がありましたら、
やさしく声をかけ、カードに記載
されている内容に沿った配慮や支援
をお願いします。

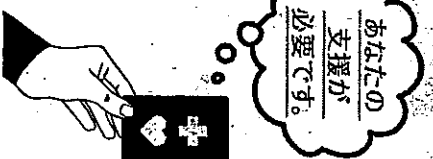
ヘルプカードは

こんなときに役立ちます！

- 災害が発生したとき
・家族などに連絡してほしい。
・避難生活で適切な支援を受けたい。
- 緊急のとき
・パニックや発作が起きた時、配慮
や支援してほしいことを伝える。

・かかりつけの病院や常備している
薬の情報を伝える。

○日常的に
・ちょっとした手助けしてほしい、それ
な時にヘルプカードを提示するこ
とで、支援が受けられる。



あなたの
支援が
必要です。

利用にあたって注意すること
ヘルプカードには、重要な個人情報
が含まれます。取扱いや紛失には十
分注意してください！

配布対象者

西桂町に在住の身体・知的・精神・
発達障がいをお持ちの方、難病や高
齢を理由に手助けを必要とする方
(※手帳の有無は問いません。)

配布窓口・時間

いきいき健康福祉センター
平日の午前8時30分～午後5時15分

(土日・祝日を除く)

■問い合わせ先

いきいき健康福祉センター
福祉保健課福祉係(251400)

西桂町61号

「ヘルプカード」を配布します！

ヘルプカードとは？

「手助けが必要な人」と「手助けしたい人」を結ぶカードです。障害のある方などが持ち歩くことにより、災害時や緊急時など、ヘルプカードを使用して周囲の人に手助けを求めることができます。

ヘルプカードはこんなときに役立ちます！

- 日常的に
・ちょっとした助けしてほしいときに、ヘルプカードを提示することで、支援を受けることができます。
- 緊急のとき
・パニックや発作、病気のときに配慮してほしいことや常用している薬の情報を伝えることができます。
- 災害が発生したとき
・家族等に連絡してもらいたい、避難生活で適切な支援を受けたいと伝えることができます。

利用にあたって気をつけること

重要な個人情報も含まれますので、取扱いや紛失などには十分注意してください。

配布対象者

山中湖村に在住の障害のある方 (※手帳の有無は問いません)

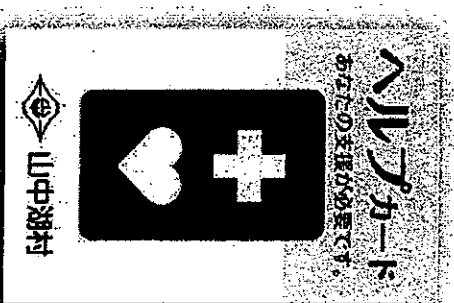
配布窓口・時間

山中湖村役場 いきいき健康課

平日の午前8時30分～午後5時15分(土日・祝日を除く)

問い合わせ

いきいき健康課 福祉係 TEL.62-9976



山中湖村61号

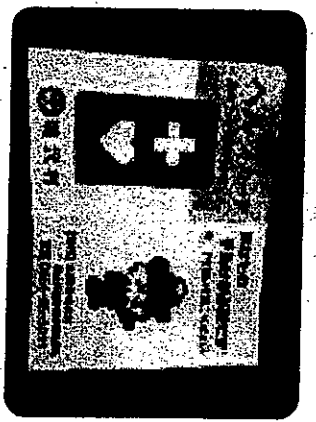
12月3日～9日は「障害者週間」です

日頃の生活の中で、障害のある人の理解が不足しているため、結果的に障害のある人に不自由や不快な思いをさせてしまうことがあります。平成28年4月1日から、障害を理由とする差別の解消を目的に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（通称：障害者差別解消法）が施行されています。

- × してはけません
・盲導犬や介助犬、車椅子の入店を拒否する
- ・本人を無視して、介助や付き添いの人だけに話しかける
- ・障害を理由に、入会や契約を断わる など
- 合理的配慮をお願いします
・筆談や読み上げなど、コミュニケーションの方法工夫する
- ・段差がある際、キヤスタ上げなどの補助を行う
- ・障害特性に応じて座席を決める など

■鳴沢村では、希望者にヘルプカードを配布しています

支援が必要な方が持ち歩くヘルプカードは、災害時や緊急時など、人に必要な配慮や支援を求めることができます。ヘルプカードを持っていてる方を見かけたら、記載されている内容に沿った配慮や支援をお願いします。



障害について理解を深め、障書の有無にかかわらず共に支え合い、誰もが暮らしやすい鳴沢村をつくりましょう。

困ったときは、福祉保健課にご相談ください。障害者差別地域相談員を配置しています。

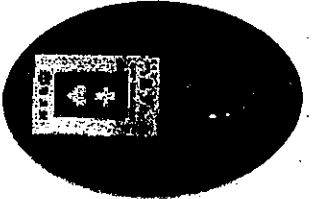
■問い合わせ先
福祉保健課 障害福祉係
☎(85)3081

☎鳴沢村12月号

「ヘルプカード」を配布します

ヘルプカードとは「手助けが必要な人」と「手助けをしたい人を結ぶカード」です。支援が必要な方が持ち歩くことにより、災害時や緊急時など、人に必要な配慮や支援を求めることができます。

ヘルプカードの使用して周囲のヘルプカードを見かけたら、やさしく声をかけ、カードに記載されている内容に沿った配慮や支援をお願いします。



ヘルプカードはこんなときに役立ちます！

- ・災害が発生したとき
- ・家族などに連絡をしてほしい
- ・避難生活で適切な支援を受けたい。

○緊急のとき

・パニックや発作が起きた時、配慮や支援してほしいことを伝える。

・かかりつけの病院や常備している薬の情報を伝える。

○日常的に

・ちょっとした手助けしてほしい、そんな時にヘルプカードを提示することで、支援が受けられる。

■利用にあたって注意すること

ヘルプカードは、重要な個人情報を入力して利用します。取扱いや紛失には十分注意をしてください。

■配布対象者

鳴沢村に在住の障害のある方、その他支援を必要とする人（※手帳の有無は問いません）

■配布窓口・時間

ご希望の方は、鳴沢村役場福祉保健課までお越しください。

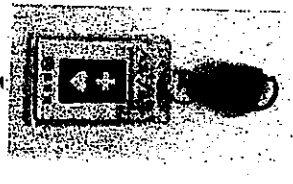
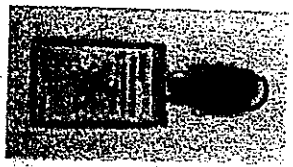
平日の午前8時30分～午後5時15分（土日・祝日を除く）

■問い合わせ先

福祉保健課 障害福祉係
☎(85)3081

「ヘルプカード」を配布します！

「手助けが必要なお人」と「手助けをしたいお人」を結ぶカードです。障害のある人などが持ち歩くことにより、災害時や緊急時など、ヘルプカードを使用している周囲の人に必要な配慮や支援を求めることができます。ヘルプカードの提示があれば、やさしく声をかけ、カードに記載されている内容に沿った配慮や支援をお願いします。



●ヘルプカードはこんなときに役立ちます！

- ・災害が発生したとき
- ・家族などに連絡をしてほしい。
- ・避難生活で適切な支援を受けたい。
- ・緊急のとき
- ・パニックや発作が起きた時、配慮や支援してほしいことを伝える。
- ・かかりつけの病院や常備している薬の情報を伝える。

●日常的に

・ちょっとした手助けしてほしい、そんな時にヘルプカードを提示することで、支援が受けられる。

●利用にあたって注意すること

ヘルプカードには、重要な個人情報が含まれます。取扱いや紛失には十分注意をしてください！

■配布対象者

鳴沢村に在住の障害のある方（※手帳の有無は問いません。）

■配布窓口・時間

鳴沢村役場 福祉保健課
平日の午前8時30分～午後5時15分（土日・祝日を除く）

■問合せ

鳴沢村役場 福祉保健課 障害福祉担当

「当事者・家族部会で初めて開いた茶話会」



10月19日に、当事者・家族部会が、障がいの理解促進とつながりを広めることを目的に、障がい当事者・家族市議会議員、民生委員、ボランティアなど計30人が参加して茶話会を開きました。

茶話会では、「防災訓練をきっかけに、地域の関係が広がった」という話や「知的障がいのある息子や、周囲との違いを感じ取り、地域行事への参加に抵抗を感じている」といった話題があり、がり、当事者・家族はどのような地域と関わったらいいのか、に地域と関わることができるのかを考える機会になりました。

参加した方々からは、「なかなか聴く機会がない障がいの者が音楽や歌を知ることができてよかった」「年の離れた世代とは話す機会がないので、話せてよかった」と「参加者には、茶話会で感じたことや障がい理解について、地域の中へ広めていってほしい」といった感想がよせられました。

障がいのある方もない方も関係なく、より多くの市民に「障がいについて知ってもらおう」と



大きいテラリアでいらいと話ししました
 障がい者基幹相談支援センター
 No.26
 055(262)2741

29 FUEFUKI CITY | 2018.01 No.160

「障がい当事者を中心とした支援をするための」相談支援部会の取り組み



毎茨市地域自立支援協議会の相談支援部会は、相談員や保健師、サビエ提供事業所の方などさまざまな職種の方に参加いただき、障がいに関する相談支援の質問に答えられています。

5月・12月には、障がい当事者が抱く生活について何いながら、その実現を支援する計画を作る「アセスメント演習」を行いました。

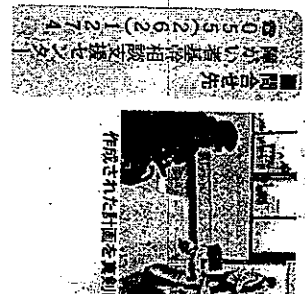
実際に当事者にも参加してもらい、障害福祉サービスに関係する内容だけでなく、医療なども含めた生活全体のことについても自分の思いや希望を表現する場を持つことができました。

その人がどんな生活を送りたいのか、そのために何か必要なのか、



いらい、5名質問をしながら楽しく演習しました
 障がい者基幹相談支援センター
 No.27
 055(262)12741

障がい者基幹相談支援センター「だより」No.27



障がい者基幹相談支援センター
 No.27
 055(262)12741

毎茨市地域自立支援協議会の相談支援部会は、相談員や保健師、サビエ提供事業所の方などさまざまな職種の方に参加いただき、障がいに関する相談支援の質問に答えられています。

5月・12月には、障がい当事者が抱く生活について何いながら、その実現を支援する計画を作る「アセスメント演習」を行いました。

実際に当事者にも参加してもらい、障害福祉サービスに関係する内容だけでなく、医療なども含めた生活全体のことについても自分の思いや希望を表現する場を持つことができました。

その人がどんな生活を送りたいのか、そのために何か必要なのか、

FUEFUKI CITY | 2018.02 No.161 28

No.238
「共生のまなつり」のための「障がい者基幹相談支援センター」だより
 情報提供にご協力ください

市は、平成28年度に第3次障害者基本計画を策定し、それを指針として障害福祉施策の充実に取り組んでいます。

その施策の1つである「手話通訳条例の制定に向けた協議書」については、昨年7月22日に地域自立支援協議会が開催したまちづくり座談会にて、すべての障がい者対象に提供していくことになりました。

障がい当事者・家族部会も協力しながら、条例づくりの基となるテキストと協議していただくことになりました。

市役所および各支所、市内図書館、障がい児者支援施設に記入シートが設置されていますので、市民の皆さんのご意見・情報提供について、ご協力をお願いします。

ご提供いただいた情報例

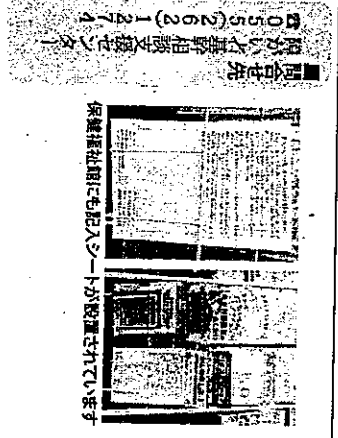
▼障がいのある方の発言

○窓口で難し言葉が使われたり早口だったりすると、話や説明が分からない。もっと分かりやすくゆつり対応してほしい。

○思いやり駐車区画に駐車しようと

No.238
「共生のまなつり」のための「障がい者基幹相談支援センター」だより
 情報提供にご協力ください

市役所
 障がい者基幹相談支援センター
 No.238
 055(262)12741



障がい者基幹相談支援センター
 No.238
 055(262)12741

障がい者共済相談支援センターだより

No.29

2月15日に当事務・保健部会で今年度2回目の茶話会を開き、たくさんのお話が出ました。

その中から、「障がいがある」障がいを「持っている」という2つの表現を、障がい当事者は気にするのかもしれないという話題を、この記事で取り上げたいと思います。

茶話会に来た当事者からは、「特に意識していない」「途中で病気になり障がい者となったため、「持っている」という表現の方がしっくりくる」という表現の方がしっくりくる。「特に意識しなかつたが「ある」を使った方が無難だと思っ」などの意見がありました。

何気なく使っている言葉でも、相手にどうは気になる表現になっていくかもしれません。言われる相手との立場によって、様子をみてみることも大切なのだと思います。

「ある」「持っている」の使い方は、正確ではありませんが、ぜひ障がいの立場になって、一緒に考えていただきたいと思います。

茶話会は今後も企画していきまします。いろいろな話題ができる場です。どなたでもお気軽にご参加ください。



テークタイムにはたくさんのお話がありました



■問合せ先
障がい者共済相談支援センター
☎059(262)1274

FUJUKI CITY 2018.04 No.163 26
FUJUKI CITY | 2018.05 No.164 26

障がい者共済相談支援センターだより

No.30

ヘルプカードが配布されています

こんなときにも役立ててください



日常生活で困ったときや災害時に、周りに手助けを求めやすくするため、市がヘルプカードを作成し、配布を始めています。ヘルプカードには緊急時の連絡先や、配慮してほしいことをあらかじめ書いておくことができます。

二つ折りにするよう印刷ほどの大きさになるため、普段から携帯しやすくなっています。カードホルダーを使い、周りが見えるように身に付ければ、障がいなどが外見からは分かりにくい方も、視覚を必要としていることが分かりやすくなります。

「困った」を伝えることが難しい方は、このヘルプカードが活用できないが、ぜひご検討ください。

■配布・問合せ先
福祉総務課 障害福祉担当
☎055(262)1273
☎055(262)1276

ヘルプカードを持っている方を発見したら、何か困っているような方を見かけたら、ぜひ声をかけてください。ヘルプカードの有無を確認し、肥満内容に沿った支援をお願いします。

状況によっては周りの方と協力して対応してください。

より多くの方が暮らしやすい市全体の表現に向けて、ご理解と協力をよろしくお願います。

■問合せ先 障がい者共済相談支援センター
☎055(262)1274
☎055(262)1276

名称	住所
障がい者共済相談支援センター	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
代表者	電話番号
代表者 代表者	03-3562-1274
代表者 代表者	03-3562-1276



障がい者共済相談支援センターだより

No.31

身近にある障がいを考える

地域自立支援協議会の啓発プロジェクトである「あまのまわり」では、身のまわりにある社会的障壁を実際に体験し、その対応を考えることを目的とした「街歩き」を企画しました。

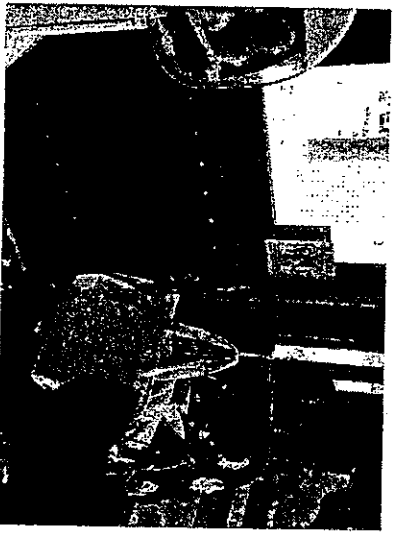
その第1弾として、3月28日に、車いすを利用している身体障がい者とその家族と一緒に市内のフラミリアストラムを防れました。

下の写真は、お店の出入口での一場面です。このお店のドアは開き戸でしたので、車いす利用者はこのタイプのドアを開けることが困難で、お店に出入りできません。

つまり、「開き戸」が障壁となつてしまっています。

このときは、一緒にいた人たちが、一人で来ていた場合はどうすればよかつたのでしょうか。

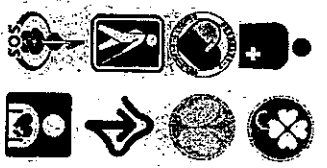
誰について考えるため、これから



もさまざまな障がいのある方と一緒に「街歩き」を続けていきます。

■問合せ先
障がい者共済相談支援センター
☎055(262)1274
☎055(262)1276

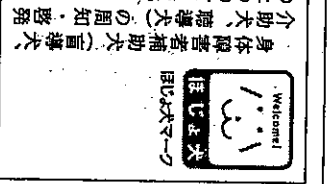
■問い合わせ先
障がい者基幹相談支援センター
〒055-2602 1276
〒055-2621 1274



あなたはいくつ知っていますか。
他にはこんなマークもあります。

どのマークも周りにいる方がその意味を知っていることが大切です。マークを差けている方を声かけたり、困っているようなら声をかけるなど、思いやりのある行動を心がけたいものです。

身体障害者補助犬(盲導犬・聴導犬・介助犬)の周知、啓発のためのマーク。
公的施設や交通機関はもろろん、民間施設や補助犬が同伴するのを受け入れる義務がある。



FUJFUKI CITY 2018.07 No.166 32

外見から配慮の必要性が分かります。方(養子の方、妊娠初期の方などが周囲に配慮を必要としていることを知らせるマーク)。平成29年7月20日に115(案内用図記号)へ追加され、外国人観光客にもより分かりやすいものとして今以上に活用されていく。

障がい者が利用できる建物、施設であることを表すための世界共通のシンボルマーク。
車の利用者に限らず、すべての障がい者を対象としている。

障がいがあることや障がいに関する知識が足りない
障がい者基幹相談支援センター

6月21日の出陣者・家族部会で、防災に関する学習会を行いました。防災危機管理課職員を講師に招き、水・食入物の準備や福祉避難所の開設に向けた取り組みといった市の開設に向けた現状や整備における考の方について、早速確認を聞くことができました。

質疑応答の時間では、「空開を佔用するための段ボールなどを市で使用できるか」などの質問に、ひとつづつ説明と回答がありました。避難者全員に均一な支援を行うことが原則となる市の対応だけでは難ししいものもあるようです。また、市民自身も被災への備えを考え、市民生活が被災から防災に注力することが大切であることを確認しました。

また、昨年度から避難所運営委員会が地区役員を中心として各避難所に立ち付け、それぞれが自主運営を行う話もありました。自身の備えもありますが、地域で防災を推進する視点も必要です。

当事者・家族部会は、これまでに障がい児者の防災訓練参加支援や手伝いができる・手伝ってほしいこと

■問合せ先
障がい者基幹相談支援センター
〒055-2621 1274
〒055-2602 1276

手伝いボランティア製作など、防災を通じて地域のつながり作りの推進に取り組んできました。

防災は、発災前の準備が重要です。引き続き部会でも検討を重ねていきますので、興味のある方はお気軽にご連絡ください。



自分の身を守るために
障がい者基幹相談支援センター

23 FUJFUKI CITY 2018.08 No.167

訓練中は、実際に簡易トイレを使いました。個室に慣かから、車いすはスムーズに移動できました。当日は、雨が降った影響でとても蒸し暑く、このような環境の中で生活を続けることの大変さを痛感しました。日ごろから備えておくことで少しだけでも不便さを軽減できたらと思います。

非営食もいろいろ
そのまますべられるご飯やおかず、アレルギート配慮された食品など、実食の非常食を試食できました。自分たちで用意するときの参考になりました。

7月6日に石和西小学校の体育館で行われた避難所体験訓練へ、当部会・家族部会のメンバーと一緒に見学参加しました。

避難所体験訓練をしてきました
障がい者基幹相談支援センター

■問い合わせ先
障がい者基幹相談支援センター
〒055-2621 1274
〒055-2602 1276

蒸し暑く、このような環境の中で生活を続けることの大変さを痛感しました。日ごろから備えておくことで少しだけでも不便さを軽減できたらと思います。

体育館の床はわずかな音でもよく聞こえてくれないなかなか寝付けません。また、床で寝る場合、寝る場合、体が不自由な方は起き上がるときに手助けが必要です。

的に難しかったです。

障がい者基幹相談支援センター

障がい者真幹相談支援センターだより

No.35

相談支援の資質向上のために



障がいがあっても自立した生活を定めるよう、障害者総合支援法で定める障害福祉サービスなどの支援施策が整備されており、この障害福祉サービス、障がい者のニーズや置かれている状況に合わせて適切に利用できるよう、「計画相談支援」というサービスがあります。

障がい者があっても自立した生活を送るよう、障害者総合支援法で定める障害福祉サービスなどの支援施策が整備されており、この障害福祉サービス、障がい者のニーズや置かれている状況に合わせて適切に利用できるよう、「計画相談支援」というサービスがあります。

障がいのある方の自立した生活や自己実現に向けて、支援者の支援に関係する支援者が合計19人参加し、4つの相談事例について検討会を行いました。

「アルツハイマーが重くなる前に本人の意思に沿った検診を進めていく」「外国人の親御さんとの意思疎通が難しく、通訳を付けるか検診を受けるために注意」について意見



【報告先】
障がい者真幹相談支援センター
055(262)1274
055(262)1276

29 FUEFUKI CITY

2018.10 No.169

障がい者真幹相談支援センターだより

No.36

高次脳機能障がいを「存じ」ですか？



「高次脳機能障がい」という言葉を知ったことがありますか。今回は、あまり聞き馴染みのないこの障がいについて紹介します。

高次脳機能障がいとは
けがや病気によって脳が損傷を受けたことで起こる症状のうち、記憶・注意・思考・言語などの脳機能がうまく働かなくなり、日常生活・社会生活に制約がある状態をいいます。次のような障がいがあります。

▼記憶障がい 物の置き場所や新し
しいことを覚えていられない。
▼注意障がい 二つのことを同時
に行えない。集中が続かない。
▼実行機能障がい 物事を計画的
に行えない。段取りが強い。
▼社会的行動障がい 怒りやすい。
欲しいものを我慢できない。子
どもがなくなる。相手を思いや
ることができず、良い人間関係
をつれない。

高次脳機能障がい、外見から
分りづらいという特徴がありま
す。この特徴から周りの人から誤
解されたり、配慮に欠ける対応を
されたりするなど、当事者や家族
がづらい思いをすることも少なく
ありません。

【問合せ先】
障がい者真幹相談支援センター
055(262)1274
055(262)1276

27 FUEFUKI CITY

2018.11 No.170

障がい者差別の解消に向けて

No.37



平成28年4月に施行された障害
者差別解消法に基づいて、県では
障がいを理由とする差別の解消に
対応するため、障害者差別地域相
談員を市町村に1人以上配置して
います。毎吹市には4人の相談員
がおり、「不当な差別的取り扱い」
や「合理的配慮の不提供」に関す
る相談を受け付けています。

「不当な差別的取り扱い」とは
正当な理由もなく、障がいがあ
るといふことでサービスなどの提
供を拒否したり、制限したり、ま
た障がいのない人にはない条件
をつけたりすることです。

▼不当な差別的取り扱いの例
○飲食店に入ろうとしたら、車い
すを利用していることを理由に
断られた。
○不動産業者から、「障がいがある場
合は保証人をもう1人つけるよ
う」と条件をつけられた。

「合理的配慮の不提供」とは
障がいのある人から何らかの紹
介を求められたときに、必要かつ
合理的な配慮をしないことです。

障がいの種類はさまざまで個人
差があり、必要な配慮や対応も一
人一人に異なります。どのような
配慮が必要かは、障がい者とのコ
ミュニケーションによって分かる
ものです。障がいのある人もない
人も一歩を踏み出し、お互いに話
し合いながら、障がいのあるなし
に関わらず暮らしやすい福祉市を
目指しましょう。

【問合せ先】
障がい者真幹相談支援センター
055(262)1274
055(262)1276



11月13日から9日までの
1週間、「障害者週間」です。

障がいのある方の権利擁護学習会を開催します

障害者基本法では、毎年12月3日～9日までの一週間を障害者週間として、国、地方公共団体、関係団体等が連携して様々な障害者理解促進のための取り組みを実施しています。

中央市・昭和町障がい者相談支援センターでは、障害者週間にはなんでも障がいのある方が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加できるように理解と認識を深めて

を実施いたします。

「私たちの権利とは？意識決定とは？」と題して、第一部では当事者の方からの意見発表や障がい福祉における国の考えを

説明していただきます。

第二部では、みんなで自分たちでも口頭から感じている癒しかつたこと、おかしなところや困りごとなどを確認・発表するしやべり場を予定している

多くのの方々の参加をお待ちしております。

おきます。

日時 12月8日(土)

午後1時～3時30分

場所 町総合会館 2階 軽運動室

申し込み・問い合わせ

中央市・昭和町障がい者相談支援センター「穂のか」

(0274-1100)

権利擁護学習会を開催します

障がいのある人が、社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加できるように理解と認識を深めてもらうことを目的とした学習会を開催します。

当事者・家族・支援者等多くの人の参加をお待ちしています。

日時 12月8日(土)午後1時～3時30分

場所 昭和町総合会館

内容 「私たちの権利とは？意識決定とは？」

申し込み・問合せ 障がい者相談支援センター「穂のか」

274-1100

274-1103

同じ障害を持つ相談員

ピアカウンセリングによる相談

● 視覚 矢崎 繁氏 0576

● 聴覚 濱藤 義威氏 2489

● 肢体 羽村 千鶴氏 9192

● 知的 田中 美津江氏 3120

● 知的 雨宮 元吉氏 0285

申し込み・問合せ 障がい者相談支援センター「穂のか」

32-0285

33-2307

32-2307

33-2307

33-2307

33-2307

33-2307

33-2307

33-2307

33-2307

障害者差別地域相談窓口をご利用ください

山梨県では、障がいがある人が、障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否されたり、制限されたり、不当な差別的扱いを受けた場合に相談を受ける窓口として、各市町村に障害者差別地域相談員を配置しています。相談員のお名前・連絡先は山梨県ホームページに掲載されています。

詳しくは、県障害福祉課、またはお住まいの市町村障害者福祉担当課へお問い合わせください。

お問い合わせ先 山梨県障害福祉課 ☎055-223-1362(直)

山梨県社会福祉協議会

「やまなし心のバリアフリー宣言事業所」に登録しませんか！

山梨県では、障害のある人もない人もお互いを尊重し、思いやりを持って生活できる共生社会を実現するため、障害者への接し方に配慮するなど、右記宣言事項のいずれかに関する取組を積極的に進める事業所様を募集しています。平成30年11月15日現在で、707事業所様のご登録されています。詳しくは下記連絡先までお気軽にお問い合わせ下さい。

問い合わせ：**山梨県福祉保健部障害福祉課(望月)**

電話：055-223-1460

《宣言事項》

- ・社員として、障害者を優先して雇用するための取組を進めます。
- ・社員である障害者が、その能力を十分に発揮し、働きやすい職場環境をつくるための取組を進めます。
- ・社員である障害者や顧客である障害者など、全ての障害者に対して、障害を理由とする不当な差別をいたしません。
- ・社員である障害者や顧客である障害者など、全ての障害者に対して、合理的な配慮の提供に努めます。
- ・障害者と障害者でない者が相互に人格と個性を尊重しながら共に暮らすことが出来る共生社会の構築にかかる取組を進めます。

商工会 やまなし(1/30)

NO.298

県内商工会員向け機関紙(発行人：山梨県商工会連合会 会長 中村己喜雄、発行部数1万7千部)の平成30年11月号に、「やまなし心のバリアフリー宣言事業所」の登録推進のための啓発記事を掲載した。